

特定非営利活動法人
アクセス-共生社会をめざす地球市民の会
会員・サポーター規定

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人アクセス-共生社会をめざす地球市民の会 定款第5条および第7条に基づき、アクセス-共生社会をめざす地球市民の会の会員・サポーターについて、必要な事項を定めるものとする。

(会員・サポーターの種別)

第2条 当会の会員・サポーターは、次の3種類とする。

- a) 正会員 定款の定めによる。
- b) サポーター 当会の目的に賛同し、以下の事業の発展に協賛する個人・団体。
 - ✓ フィリピンの貧しい子どもたちの教育と権利擁護
 - ✓ フィリピンの貧しい子どもたちへの給食
 - ✓ フィリピンの貧しい女性・若者と日本の市民によるフェアトレード
 - ✓ 日本とフィリピンで地球市民を増やすための事業
 - ✓ 当会の事業全体
- c) 団体サポーター 当会の目的に賛同し、当会の発展に協賛する団体・法人。

(入会)

第3条 会員・サポーターになろうとする者は、所定の書式によって申請しなければならない。ただし、正会員としての入会については、定款の定めによる。

(会費およびサポーター費)

第4条 会費およびサポーター費は次の通りとする。ただし、納入方法については、別に定める内規によるものとする。

- a) 正会員
 - 一般 年額1口10,000円、1口以上
 - 学生 年額1口5,000円、1口以上

※半年以上の期間、恒常的にボランティアスタッフとして活動に参加している正会員の会費額については、別途スタッフ内規に定める。
- b) サポーター：フィリピンの貧しい子どもたちの教育・権利擁護
 - 年額1口18,000円、1口以上

サポーター：上記以外の事業サポート

 - 一般 年額1口5,000円、1口以上、ないし月額1000円以上
 - 学生 年額1口3,000円、1口以上 ないし月額1000円以上
- c) 団体サポーター 年額1口30,000円、1口以上

(会員・サポーターの権利)

第5条 会員・サポーターは次の権利を有する。

a) 正会員

- ① 当会が主催する事業および催事への参加
- ② 当会が発行する機関紙の無料配布を受けること
- ③ その他定款で定められた諸権利

b) サポーター

- ① 当会が主催する事業および催事への参加
- ② 当会が発行する機関紙の無料配布を受けること
- ③ 子どもたちの教育・権利擁護サポーターについては、就学を支援する子どもとの手紙等のやりとり

c) 団体サポーター

- ① 当会が主催する事業および催事への参加
- ② 当会が発行する機関紙の無料配布を受けること

(退会)

第6条 会員・サポーターが退会するときは、退会の意思を事務局に申し出なければならない。ただし、正会員については定款の定めによる。

(除名)

第7条 理事会は、著しく社会的信用を失ったサポーターまたは本会員・サポーター規定や内規に定める要件を満たしていないと認められる人物については、除名することができる。ただし、正会員の除名については、定款の定めによる。

(資格の喪失)

第8条 サポーターは、次の事由により資格を喪失する。ただし、正会員の資格の喪失については、定款の定めによる。

a) 退会

b) 除名

c) 死亡または解散

d) 1年以上の会費の滞納

(既納の会費・サポーター費の不返還)

第9条 既納の会費およびサポーター費は、これを返還しない。

附則

1. 本規定は1998年12月1日から施行する。
2. 2000年2月7日法人化にともない改定。
3. 2008年6月21日改定。

4. 2010年3月19日改定。
5. 2014年6月7日改定。
6. 2016年6月11日改定。
7. 2018年4月14日改定。
8. 2019年2月10日改定。
9. 2020年10月10日改定。